

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総 論

第1 審査上の留意事項

消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の新築等の計画段階から関与し、防火面のチェックを行う制度である。

このことから、関係法令の防火に関する規定について審査するとともに、下記事項に留意し、規制目的に沿った効果的、かつ、合理的な指導を行う必要がある。

- 1 建築物の出火防止並びに災害が発生した場合の避難、通報、消火及び延焼拡大防止等の防災対策について総合的に審査すること。
- 2 建築物の防災施設、設備等は個々の目的だけではなく、有機的に相互に関連して活用できるよう指導すること。
- 3 消防用設備等のうち、自主設置のもの及び他の法令に基づき設置するものについても、原則として本基準を適用し指導すること。
- 4 消防用設備等の各種技術開発を踏まえて、これら消防用設備等の機能、特性等を十分に把握するよう努め、実態にあった指導をすること。
- 5 危政令で規制する許可や条例で規制する各種届出等の対象となることが明確な場合には、担当者との連絡・連携等に配慮すること。
- 6 審査の結果、防火に関する規定に抵触している場合は、原則として不同意とするものであるが、申請者に対する便宜的、保護的措置として当該抵触している部分の変更等を行うことにより措置するものであること。
- 7 その他、消防同意事務の取扱いにあたっては、「久留米広域市町村圏事務組合建築物同意等事務規程等」によること。